

南魚沼市図書館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南魚沼市立図書館条例（平成25年南魚沼市条例第 号）第10条の規定により設置された南魚沼市図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、南魚沼市図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、南魚沼市図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し必要な調査及び審議を行い、図書館奉仕について館長に対し意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長が欠けたときの会議は、館長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、南魚沼市立図書館において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。